

住民監査請求から 60 日

写真は9月7日午前11時、大阪市役所4階の行政委員会事務局に向かう時のものだ。9月3日、臨時大阪市会で大阪市廃止・特別区設置「協定書案」案が可決され、それに関連する住民投票等の予算が承認された。

それで私たち大阪市民47人が、コロナ禍の住民投票の強行は法律にも違反すると、住民投票予算の執行停止を求めて住民監査請求を行ったのである。4人の請求人が代表して、監査請求書を提出した。そのとき同じフロアでは、選挙管理委員会が「大阪市廃止」を含む住民投票を決定していた。



写真は7日夕方のNHKニュースを自宅で撮ったものである。このニュースは、コロナ禍の住民投票に懸念を示す人たちに大きな反響を呼んだようだ。



その後、なかなか連絡が来ないのでイライラしていたが、

9月30日付で「補正」通知が届いて、大急ぎで4000字近い「補正書」を提出した。10月14日に「陳述」の機会があり、私ともう一人の請求人が陳述して、副首都推進局の手向局長の「反論」を聞いた。陳述の機会をあたえられ、監査の結果に期待したが、11月1日の大阪市廃止・特別区設置住民投票の日を迎えてしまった。住民投票の結果、「反対」多数で大阪市存続が決まった。

住民投票後の5日になっても連絡が来ないので、行政委員会事務局に問い合わせた。そこで重大なことが明らかになった。私たちの監査請求について、いまだ「合議」には至らず、60日以内に監査の結果を出すことが困難であるという。これは地方自治法に反しており、めったにない異常な事態である。事務局としても、期限内に監査「通知文」が出すよう努力してきたという。

地方自治法242条は住民監査請求について規定している。その第5項で、「監査委員の監査及び勧告は第1項の規定による請求があった日から60日以内にこれを行わなければならない」としている。監査及び勧告の遅れは、地方自治法違反であることは明らかである。なぜ60日以内に監査「合議」に至らなかったのか、経緯について説明するよう求めたが、事務局としては答えられないという。このままの状態が続くのは、請求人としては認められないと訴えたのだが。

住民監査請求では次のように指摘した。地方自治法に一部違反している協定書の是非を問う住民投票にかかる予算8億1277万7000円について執行停止、ないし既執行額の返還を求める。住民投票はすでに終了したので、既執行額の返還が問題になっているのだろうか。いずれにしても、法律違反の住民監査請求の行方を注視したい。

(2020年11月7日)